

# 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例に係る補助金交付要綱

(平成19年3月22日 区長決定)

(令和3年3月26日部長決定)

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例（平成18年板橋区条例第49号。以下「条例」という。）第12条に規定する補助事業に関する事項について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

## (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、条例第12条第1項及び第2項の規定に該当する大口地下水利用者とし、次に掲げる条件を満たす者とする。

### (1) 対象が個人（区民又は個人事業主）の場合

申請日現在、特別区民税及び軽自動車税を滞納していない者

### (2) 対象が法人の場合

申請日現在、法人住民税を滞納していない者

## (補助金対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

### (1) 条例第12条第1項に規定するもの

当該工事経費に2分の1を乗じて得た額。ただし180,000円を限度額とする。（該金額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。次号において同じ。）

### (2) 条例第12条第2項に規定するもの

水道管取り出し工事経費の2分の1を乗じて得た額。ただし675,000円を限度額とする。

## (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を区長に提出するものとする。

### (1) 条例第12条第1項の規定によるもの

ア 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金交付申請書（別記第1号様式）

イ 案内図

ウ 水準基標設置断面図

エ 工事経費見積書 オ その他区長が必要と認めるもの (2) 条例第12条第2項の規定によるもの

ア 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金交付申請書(別記第1号様式)

イ 案内図

ウ 平面図

エ 工事経費見積書

オ その他区長が必要と認めるもの

2 申請者が個人又は個人事業主で、次のいずれかに該当する場合は、特別区民税及び軽自動車税の領収書の写し若しくは納税証明書又は非課税証明書(いずれも直近のもの。領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て)を添付するものとする。

(1) 東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金交付申請書(別記第1号様式)において、申請者から区税納付状況調査に関する同意が得られない場合

(2) 区外からの転入者で、転入前の自治体において課税されている場合

(3) 個人事業主で区外に居住している場合

3 申請者が法人の場合、法人住民税の領収書の写し又は納税証明書(いずれも直近のもの)を添付することとする。ただし、非課税の場合は申告書(控)の写し、免除の場合は免除決定通知書の写しを添付することとする。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたとは、補助金の交付を決定し、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により、また、補助金の交付が適当でないと認めたときは、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(内容の変更及び中止)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は補助金の交付決定後に、補助対象工事等の内容を変更しようとするときは、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金変更承認申請書(別記第4号様式)を区長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 区長は前項の申請書が提出されたときは、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金変更承認通知書(別記第5号様式)により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者が、工事等を中止する場合は、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金辞退届(別記第6号様式)を区長に提出しなければならない。

(完了届)

第8条 交付決定者は、工事が完了した場合東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助事業完了届(別記第7号様式)を提出しなければならない。

2 前項の完了届の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- ( 1 ) 設置工事の完成図面
- ( 2 ) 設置工事の写真
- ( 3 ) 領収書等工事金額のわかる書類
- ( 4 ) その他区長が必要と認めるもの

( 補助金額の決定 )

第 9 条 区長は、前条の完了届が提出されたときは、その内容を審査し適当と認められた場合は補助金の額を確定し、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第 1 2 条に係る補助金交付額確定通知書（別記第 8 号様式）により交付決定を受けた者に通知するものとする。

( 補助金の請求 )

第 1 0 条 前条の規定により補助金の確定を受けた者は、当該経費の支払いが完了したときは、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第 1 2 条に係る補助金交付請求書（別記第 9 号様式）により、区長に補助金の交付を請求することができる。

( 決定の取消等 )

第 1 1 条 区長は交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定又は一部を取り消すことができる。

- ( 1 ) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- ( 2 ) 補助金を他の用途に使用したとき
- ( 3 ) 区長が付した条件に従わなかったとき

2 前項の規定は補助金交付額の確定後も適用する。

3 区長は、第 1 項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第 1 2 条に係る補助金交付決定取消通知書（別記第 1 0 号様式）により交付決定者に通知するものとする。

( 補助金の返還 )

第 1 2 条 区長は、前項の規定により、補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

( 違約加算金及び延滞金 )

第 1 3 条 前条の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、その命令の係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付した額を控除した額）につき、年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した違約加算金（1 0 0 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 補助金の返還を命ぜられた者が、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付当日までの期間の日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。

（委任）

第14条 この要綱に定めのない事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）に定めるもののほか、資源環境部長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この一部改正は、平成31年4月1日から施行する。

この一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

(宛先) 板橋区長

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金交付申請書

住 所  
申請者 ふりがな 氏 名  
電話番号

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

申請項目

申請項目	該当する申請に 印	設置に要する経費
(1) 地盤沈下測定水準基標設置費補助金		円
(2) 上水道転換工事費補助金		円

1 設置場所 板橋区

2 設置完了予定日 年 月 日

3 添付書類

(1) 地盤沈下測定水準基標設置費補助金

案内図、水準基標設置断面図、工事経費見積書

(2) 上水道転換工事費補助金

案内図、平面図、工事経費見積書

(1)(2) 共通【法人の場合】

法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し(いずれも直近のもの)

4 区税納付状況調査に関する同意【区民及び個人事業主】

補助金交付に係る審査にあたり、区が保有する私の納税状況を確認することに同意します。

(同意していただける方は、納税状況確認に必要なため、申請書2枚目に生年月日のご記入をお願いいたします。)

生年月日 \_\_\_\_\_

同意しない場合又は転入前の自治体において課税されている場合、区外に居住している場合（個人事業主のみ）は、下記の に✓を記入し、追加添付書類をご確認の上、ご提出ください。

同意しない

区外に居住している（個人事業主のみ）

転入前の自治体において課税されている

#### 追加添付書類

個人の場合 ...住民税（課税されている方は軽自動車税も）の領収書の写し又は納税証明書。非課税の場合は非課税証明書（いずれも直近のもの）  
領収書の写しは、直近のものが属する年度分で納期が既に到来しているもの全て

個人事業主の場合...法人住民税の領収書写し又は納税証明書（いずれも直近のもの）

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で交付申請のあった東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 交付補助金名

2 交付予定金額 金 円

3 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき又は中止、廃止しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかにその理由その他必要な事項を区長に報告し、その指示を受けてください。

4 事業完了後は、必要な書類を添付の上、速やかに完了報告書を提出してください。

5 補助金は、補助金交付額確定通知書を受けたあとに請求してください。

6 次の場合には、この決定を取り消すことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助金申請用途以外に使用したとき。
- (3) 当該年度内に工事が完了する見込みがないとき。
- (4) その他、区長に付した条件に従わなかったとき。

第 号  
年 月 日

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金不交付決定通知書

様

板橋区長

年 月 日付で交付申請のあった東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金については、下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

- 1 不交付補助金名
- 2 補助金を交付しない理由



第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金変更承認申請書

住 所

申請者 氏 名

電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定のあった東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金については、下記のとおり内容を変更したいので申請します。

記

1 交付決定補助金名

2 変更内容

3 変更理由

4 添付書類

第5号様式(第7条関係)

第 号  
年 月 日

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金変更承認通知書

様

板橋区長

年 月 日付で変更申請のあった東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金の内容変更については、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 交付補助金名
- 2 変更交付予定金額 金 円
- 3 事業完了後は、必要な書類を添付の上、速やかに完了報告書を提出してください。

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 板橋区長

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金辞退届

住 所

届出者 氏 名

電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定のあった東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金については、設置を中止したので補助金を辞退します。

記

理由

第7号様式(第8条関係)

年 月 日

(宛先)板橋区長

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助事業完了届

住 所  
設置者 氏 名  
電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定のあった東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助事業が完了したので関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 対象補助金名

2 設置完了日 年 月 日

3 工事金額

4 添付書類

- (1) 設置工事の完成図面
- (2) 設置工事の写真
- (3) 支払領収書等工事金額のわかる書類

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第 12 条に係る補助金交付額確定通知書

板橋区長

年 月 日付 第 号で交付決定した下記補助金について、下記のとおり確定します。

記

1 確定金額 金 円

2 次の場合には、補助金の交付を取り消し、全額またはその一部の変換を求めることがあります。

( 1 ) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

( 2 ) 補助金を当該補助金申請用途以外に使用したとき。

( 3 ) その他区長に付した条件に従わなかったとき。

補助金の返還を求められたときは、その受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額に月年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金 ( 1 0 0 円未満の場合を除く。 ) を納付しなければなりません。

また、納付日までに納付しなかった場合、納付日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金 ( 1 0 0 円未満の場合を除く。 ) を納付しなければなりません。

第9号様式(第10条関係)

年 月 日

(宛先)板橋区長

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金交付請求書

住 所  
氏 名  
電話番号

年 月 日付 第 号の により補助金交付確定通知を受けたので、下記のとおり  
請求します。

記

1 請求金額 金 円

第10号様式(第11条関係)

第 号  
年 月 日

東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12条に係る補助金交付決定取消通知書

様

板橋区長

年 月 日付 第 号で交付決定した東京都板橋区地下水及び湧水を保全する条例第12号に係る補助金については、下記の理由により交付決定を取り消したので通知します。

記

理由